

蒲郡市老人クラブ事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人クラブが地域を基盤とする高齢者の自主的組織として、クラブ活動等を通して高齢者の生きがいと健康づくりを推進するために行う事業実施に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する老人クラブ運営費補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「老人クラブ」とは、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市長が補助の措置を必要があると認めた団体をいう。

- (1) 会員年齢は、おおむね60歳以上とする。ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。
- (2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする。ただし、当該小地域を越える区域における活動形態別の組織化を妨げない。
- (3) 会員数は、おおむね30人以上とする。
- (4) クラブ活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行われ、相当数の会員が常時参加するものとする。

(補助対象)

第3条 この補助金は、老人クラブ及び老人クラブ連合会が、ボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりを進めるための各種活動、その他の社会活動を総合的に実施するのに必要な経費を対象とする。

(補助額)

第4条 この補助金の額は、次により算出する額を基準とする。

- | | | | |
|--------------|--------|-----------------|---------|
| (1) 老人クラブ | クラブ会員数 | ① 30名～49名 | 30,000円 |
| | 〃 | ② 50名～59名 | 50,000円 |
| | 〃 | ③ 60名～69名 | 60,000円 |
| | 〃 | ④ 70名～79名 | 70,000円 |
| | 〃 | ⑤ 80名～89名 | 80,000円 |
| | 〃 | ⑥ 90名以上 | 90,000円 |
| (2) 老人クラブ連合会 | | ① 216,000円×連合会数 | |

② 80円×クラブ加入会員数

③ 特別事業費（広報・加入促進費・リーダー育成費）

2 前項第1号による補助金を受けている老人クラブが、次に掲げる活動（老人クラブ連合会主催の事業を除く。）を行った場合は、前項第1号により算出した補助金の額に加えて、特別事業加算として次に掲げる額を加算することができる。ただし、当該活動に関して他の活動助成を受けている場合は、加算の対象外とする。おおむね月1回以上（年10回以上開催）、参加会員人数1回5名以上の通いの場又は介護予防のための運動教室、栄養改善教室等の開催（以下「通いの場・介護予防活動」という。）通いの場・介護予防活動を実施した月に限り、1月あたり1,000円（通いの場・介護予防活動に併せて他世代又は会員外の高齢者が参加しての交流活動を実施した月については、さらに1,000円を上乗せして加算する。）

3 前項の特別事業加算は、補助金の実績報告に基づいて行うものとする。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第5条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（補助金の交付等）

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）を適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。